

令和3年4月8日

「福島市農業・農村振興計画」 ～パブリック・コメント実施～

施策等に関する下記計画について素案が取りまとまりましたので、市民の多様な意見を十分考慮した上で最終的に決定するためのパブリック・コメントを実施します。

記

1 パブリック・コメント対象案件

計 画 名	担当課
福島市農業・農村振興計画	農業企画課

※計画の内容については「パブリック・コメント概要書」のとおり

2 意見の提出期間

令和3年4月8日（木）から令和3年5月7日（金）

3 素案の閲覧方法

- ①市ホームページ
- ②閲覧場所：各担当課、広聴広報課、市民情報室、各支所・茂庭・大波出張所、各学習センター、市民活動サポートセンター、西口行政サービスコーナー、アクティブシニアセンター・アオウゼ、こむこむ館、市立図書館、男女共同参画センター

4 意見の提出方法

- ①市ホームページから専用フォームで
- ②上記素案の閲覧場所に備え付けの用紙に必要事項を記入し、持参か専用の封筒で郵送又はファクスで

5 意見を提出できる方

- ①本市に住所を有する方
- ②本市に事務所又は事業所を有する方
- ③本市に存する事務所又は事業所に勤務する方
- ④本市に存する学校に在学する方
- ⑤その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する方

6 その他


いただいたご意見とそれに対する市の考え方については後日公表いたします。

担当：広聴広報課
課長 清野 主任 佐藤
電話 024-525-3788（直通）

福島市農業・農村振興計画 ～ “魅力” と “活力” あふれる農業を目指して ～

農政部

農業企画課

目指す姿	魅力と活力にあふれ、次世代に向け持続成長する農業が営まれています。
計画の期間	令和3年度 ～ 令和7年度（5年間）
<div style="display: flex; align-items: center;">  <p style="font-size: 1.2em;">ポイント</p> </div>	<p>【農業・農村振興計画の基本方針】</p> <p>①担い手育成と多様な人材の活躍を促進する</p> <p>次世代に向け農業の持続的発展を図るため、新規就農者へ農業を指導する“メンター制度”やICTを活用した“新規就農者オンライン相談事業”を新設するなど意欲ある担い手の育成・確保や多様な人材の活躍を促進します。</p> <p>②農業経営を強化する</p> <p>農用地集積・集約による規模拡大、スマート農業の推進（“スマート農業検討会”の設置等）による省力化など生産性・収益性の高い農業の実現と、農業経営の安定化、“四季の里農産加工館の拡充”など6次産業化の推進により経営強化に努めます。</p> <p>③農村環境を保全し活用する</p> <p>農業資源の適切な維持管理と有害鳥獣対策など農村環境の保全により多面的機能を維持・発揮させるとともに、“（仮称）道の駅ふくしま等との連携”など農村環境の活用を図ります。</p> <p>④農産物の安全性の確保・品質の向上と消費拡大を推進する</p> <p>生産技術の向上のほか、病虫害防除や気候変動への対応、GAP認証等の促進などにより、農産物の安全性確保と品質保持に努めるとともに、PR事業などによる販売力の強化、農産物の販売方法の多角化や“福島型給食推進事業”などによる地産地消の推進により消費拡大を図ります。</p> <p>⑤農業振興のための連携を推進する</p> <p>基本方針①から④を推進するため、農業関係機関や、福島大学食農学類等との連携協力を推進し、各種施策事業に取り組みます。</p> <p>※各種施策事業の展開にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の視点から「新しい生活様式」を取り入れるなどポストコロナを見据え対応します。</p>
意見提出期間	令和3年4月8日 ～ 令和3年5月7日
備考	

担当：農業企画課 農政企画係
 課長 関根、課長補佐兼係長 安藤
 電話 024-525-3726（直通）